

業務仕様書

1. 件名

大山チャンネル番組制作業務

2. 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

3. 履行場所

鳥取県西伯郡大山町地内および町の指定する場所

4. 業務の目的

町民及び地域へ向けた大山町ケーブルテレビ「大山チャンネル」の番組を制作し、別途町が契約する株式会社中海テレビ放送が運営するケーブルテレビ放送施設等を利用し、放送することにより、行政情報や地域の話題、生活に関する情報などを町民に提供するとともに、地域コミュニティの醸成及び活性化を図る。

5. 契約業務の内容

5-1 業務を委託する番組

①地域の話題・行事・暮らし・情報を紹介する番組

○月2本制作（20～30分）

※テーマ、内容は視聴者のニーズを踏まえ随時変更

②企画番組

○「住民参加」をコンセプトにした企画番組を月1本制作（30分程度）

③行政からの情報（各課からの依頼によるもの）

○随時、大山町（以下、「町」という。）・受託者協議の上で制作

④議会

○中継・録画・インターネット中継（インターネット配信・録画の操作）

○定例議会：4回／年

○臨時議会：随時

○録画放送：各1回

○その他、委員会及び議員討論会等のうち議会から要請があるもの：随時

⑤その他

○上記①～④以外のもので、町・受託者協議の上、特に必要と認められるもの。

※委託内容に含まれる「番組制作に関連する業務」の範囲について、両者間で解釈の相違が生じた場合については、個別の事案ごとに町・受託者協議の上、決

定するものとする。

※上記を全体の目安としながら、個別の企画内容及び本数と時期は適宜、協議調整する。

5-2 番組制作関連業務

5-1における(1)番組制作業務、(2)付加提案業務

(1) 番組制作業務

①情報取材(取材、資料収集等)

②番組構成・企画

(出演者など番組寄与者との打合せ・調整、著作物の権利処理等を含む)

③スタジオ収録での演出

④編集・コメント作成、音入れなどのポストプロダクション作業

⑤町へ完成パッケージ納品

⑥1-1で制作した番組素材のLTOカートリッジへの書き出し作業

⑦番組放送後、番組を収録したDVDを納品すること。

(2) 付加提案

見積金額内での番組宣伝、副音声の活用、視覚障害者への対応、外国人への対応、視聴者からの意見募集や番組への参加、など、受託者から提案があったものについては、町と協議の上実施する。

5-3 契約業務に含まれないものは以下のとおり

①完パケ納品後の検収(大山町チャンネル管理ガイドラインに則ったもの)

②町送出機器から株式会社中海テレビ放送ヘッドエンドへの送出

③その他、大山チャンネルの申込受付・支払出納等、番組制作に係らない業務

5-4 主な業務実施地

収録、打合せ等は受託者の事務所および大山町役場内。

取材・ロケ等は現地。

6. 業務実施報告書、完了検査

6-1 業務実施報告書

受託者は、終了した業務について委託番組毎に業務実施報告書を作成のうえ、まとめて町に報告する。また、受託者は、町の求めに応じて個別に報告を行う。

6-2 完了検査

町は、業務実施報告書および個別報告書等を踏まえた完了検査を、契約期間終了

後速やかに行う。町が完了検査により、契約業務の実施が不完全または不十分であると判断し、受託者に修正および追加等必要措置をとることを求める場合は、業務実施報告書を受領してから7日以内に受託者にその旨を通知する。

7. 業務実施上の連絡等

7-1 業務連絡の方法

個別業務の発注等業務の連絡は、本仕様書「10. 委託元責任者、連絡先等」で定める委託元責任者（委託元責任者の指揮下にある委託元担当者その他の町の職員が行う場合も含む。）と現場責任者間で行う。ただし緊急を要する場合は、その限りでない。

8. 設備等の貸与等

8-1 貸与する設備等

放送規格の統一性、情報管理等契約業務の性質に鑑み、使用条件の遵守を条件に、町は受託者に対して次の設備等の使用を認める。

○企画、取材、編集等に要する資料（資料写真・映像等）。ただし使用に関しては、別に取り交わした覚書を遵守し、個人情報の取扱いには十分留意しなければならない。

○別紙1に掲げる貸与品および業務実施に要するシステムや電源等の使用

8-2 使用料

使用料は、無償とする。

8-3 使用条件等

受託者は、町の定める設備等の使用条件を遵守するものとし、町が求める使用申請および誓約書の提出等、使用許可に必要な手続きに協力する。

9. その他（特約事項等）

○受託者は、契約業務の実施にあたり町の番組制作方針、番組制作スケジュールに従うこと。

○受託者は、契約業務遂行にあたり著作権、取材対象者のプライバシーその他第三者の権利に十分配慮するとともに、使用映像の記録等により権利者に関する必要な情報を町に報告する。

○受託者が遵守すべき基準またはガイドラインは次のとおりである。

・大山町チャンネル管理ガイドライン（別紙2）

○契約業務の成果物にかかる著作権その他の権利は町に帰属し、町の名義で公表する。

ただし、受託者の発意による企画成果物にかかる著作権その他の権利は受託者に帰属し、両者の名義で公表する。

10. 委託元担当部署責任者、連絡先

委託元担当部署責任者 大山町総務課長

連絡先 大山町御来屋328番地

電話 0859-54-5201

大山チャンネル 費用分担表

	項目	受託者	大山町	備考
取材 &ロケ	2017年3月現在の既存機材(別紙)		○	
	2017年3月現在の既存機材(別紙)の修繕費	○		但し別表の使用 可能物品を除く
	2017年3月現在の既存機材(別紙)の更新費	○		但し別表の使用 可能物品を除く
	出演料、スタイリスト、メイク費	○		
	P、D、ADの交通費、宿泊、車両費	○		
	技術補助スタッフ費	○		
	特殊機材レンタル費	○		
	機材運搬費	○		
	撮影協力費	○		
	テープ類、収録メディア費	○		
編集関連	2017年3月現在の既存機材(別紙)		○	
	2017年3月現在の既存機材(別紙)の修繕費	○		但し別表の使用 可能物品を除く
	2017年3月現在の既存機材(別紙)の更新費	○		但し別表の使用 可能物品を除く
	資料費	○		
	HDDなど編集備品	○		
	CGなど外部委託費	○		
	ナレーション	○		
送出関連	2017年3月現在の既存機材の修繕・更新費		○	

上記のように原則受託者の負担とするが、個別業務において特有に発生する費用であり、委託金額に含まれないと事前に発注者が認めた場合については、発注者の負担とする。